

【不可欠ではないビジネスや施設の制限について】

- 3月30日、デサンティス州知事は南フロリダ4郡（マイアミ・デード郡、ブロワード郡、パームビーチ郡、モンロー郡）における不可欠ではないビジネスや施設の制限に関する行政命令（Executive Order）を発出しました。
- この行政命令では、フロリダ州全体の新型コロナウイルス感染者の60%以上をマイアミ・デード郡、ブロワード郡、パームビーチ郡3郡の感染者が占めていることが指摘されています。
- については、在留邦人の皆様には改めて各自治体が発出する指示をご確認の上、その指示に従って行動していただきますようお願いいたします。

（行政命令の概要）

- ・マイアミ・デード郡、ブロワード郡、パームビーチ郡及びモンロー郡に対し、マイアミ・デード郡が3月19日に発出した緊急令等に規定されたガイドラインに即し、不可欠ではない（non-essential）ビジネス・施設への一般の立ち入り（public access）を制限する。
- ・各郡は不可欠な（essential）ビジネスや施設を追加指定することができる。
- ・不可欠なサービス施設は、清潔さを維持し、他人との物理的距離の確保（social distancing）に関する指針を遵守するために適切な措置を講じ続けなければならない。
- ・当該4郡は不可欠なサービス施設との往来の通行にかかる外出禁止令を発出してはならない。
- ・本命令は、新たな命令による更新・変更が無い限り、4月15日まで効力を有する。

詳細は、以下のリンクをご参照下さい。

<https://s33330.pcdn.co/wp-content/uploads/2020/03/20-89.pdf>

【お願い】

○当館領事窓口（旅券申請、証明業務他）は引き続き通常どおり開いていますが、利用者の皆様の感染リスクを少しでも減らすためにも、風邪の症状等が認められるなど体調が優れない方は来館を控えていただきますよう、ご理解とご協力をお願いします。

○新型コロナウイルスについては、当館HPや過去の領事メールもご確認ください。

当館HP：

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

領事メール：

https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/list_ryojimail.html

参考：感染症危険情報：全世界に対する感染症危険情報の発出（レベルの引き上げ又は維持）

<https://www.miami.us.emb-japan.go.jp/files/100037982.pdf>

■ 本お知らせは、安全対策に関する情報を含むため、在留届への電子アドレス登録者、外務省海外旅行登録「たびレジ」登録者に配信しています（本お知らせに関しては、配信停止を承れませんのでご了承ください）。

■ 本お知らせは、ご本人にとどまらず、家族や組織の同僚・知人の方にもお伝えいただきますようご協力の程お願い致します。

【在マイアミ日本国総領事館】

Consulate General of Japan in Miami

80 S.W. 8th Street, Suite 3200, Miami, FL 33130

電話：305-530-9090 FAX：305-530-0950

代表HP：<http://www.miami.us.emb-japan.go.jp>